

兵庫県公報

令和3年10月6日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	2
○ 知事及び副知事の給与の特例に関する条例（人事課）	2
○ ひょうご防災減災推進条例の一部を改正する条例（防災企画課）	3
○ 兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例（防災支援課）	3
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	3

公布された法令のあらまし

◎個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について同法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

- 1 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例
- 2 個人情報の保護に関する条例

◎知事及び副知事の給与の特例に関する条例（条例第36号）

- 1 給料月額の特例

令和3年11月分から令和7年7月分までの知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給料月額について、次の表に掲げる割合に相当する額を減じた額とする措置を実施することとした。

職 名	減額割合
知 事	100分の30
副 知 事	100分の15

- 2 期末手当の特例

令和3年12月から令和7年6月までに支給する知事等の期末手当の額について、次の表に掲げる割合に相当する額を減じた額とする措置を実施することとした。

職 名	減額割合
知 事	100分の30
副 知 事	100分の15

- 3 退職手当の特例

令和3年8月1日から令和7年7月31日までの期間に係る知事等の退職手当の額について、次の表に掲げる割合に相当する額を減じた額とする措置を実施することとした。

職 名	減額割合
知 事	100分の50
副 知 事	100分の25

◎ひょうご防災減災推進条例の一部を改正する条例（条例第37号）

災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町の役割とされたこと等を踏まえ、市町の防災減災の取組に当該計画の作成を追加する等所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例（条例第38号）

被災者生活再建支援法の一部改正及び災害の被害認定基準の改定により、災害による住家の被害の程度について、半壊の住家のうちその損害割合が10分の3以上10分の4未満のものを中規模半壊と認定するものとされ

たことを踏まえ、兵庫県住宅再建共済制度の共済給付金の給付対象となる住宅等の被害の認定の区分に中規模半壊を追加することとした。

◎兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

播磨姫路圏域において、安定的かつ継続的に高度で良質な医療を提供するため、兵庫県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院を統合再編し、同圏域における中核的な総合病院として兵庫県立はりま姫路総合医療センターを新設することとし、所要の整備を行うこととした。

条 例

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第35号

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

（個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正）

第1条 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第2の1の款(4)の項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同款(9)の項中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

別表第3の2の款(5)の項中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

（個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第2条 個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第35条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



知事及び副知事の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第36号

知事及び副知事の給与の特例に関する条例

（給料月額の特例）

第1条 令和3年11月分から令和7年7月分までの知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給料月額は、特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号。以下「特別職給与条例」という。）附則第3項及び別表第1の規定にかかわらず、同表に規定する額から、これらの額に、知事にあつては100分の30、副知事にあつては100分の15をそれぞれ乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、特別職給与条例第3条第2項及び第5項、第4条第2項並びに第5条の規定の適用については、この限りでない。

（期末手当の特例）

第2条 令和3年12月から令和7年6月までに支給する知事等の期末手当の額は、特別職給与条例第3条第4項及び附則第4項の規定にかかわらず、特別職給与条例第3条第3項から第5項まで及び第7項の規定に基づいてこれらの月に支給されるべき各期末手当の額から、これらの額に、知事にあつては100分の30、副知事にあつては100分の15をそれぞれ乗じて得た額を減じて得た額とする。

（退職手当の特例）

第3条 令和3年8月1日から令和7年7月31日までの間に知事等の職にある者の退職手当の額は、特別職給

与条例第4条第2項及び第3項並びに第5条並びに附則第5項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額（同条に規定する場合にあっては、当該合計額と同条第2号に掲げる額との合計額）とする。

(1) 令和3年8月1日から令和7年7月31日までの間における知事等としての在職月数（知事等となった日から退職した日までの月数をいう。以下同じ。）を基礎として、特別職給与条例第4条第2項の規定により計算した額から、これらの額に、知事にあっては100分の50、副知事にあっては100分の25をそれぞれ乗じて得た額を減じて得た額

(2) 知事等としての在職月数から前号の在職月数を減じて得た月数を基礎として、特別職給与条例第4条第2項及び附則第5項の規定により計算した額

2 前項の在職月数は、暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



ひょうご防災減災推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第37号

ひょうご防災減災推進条例の一部を改正する条例

ひょうご防災減災推進条例（平成17年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第49条の10第1項」を「第49条の14第1項に規定する個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）の作成等法第49条の10第1項」に改め、同条第3項中「名簿情報」の右に「又は法第49条の15第1項に規定する個別避難計画情報」を加え、「同条第2項ただし書」を「法第49条の11第2項ただし書又は第49条の15第2項ただし書」に改める。

第5条第2項中「避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定」を「個別避難計画の作成への参画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第38号

兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例

兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、大規模半壊」の右に「、中規模半壊」を加え、同項の表2の款(3)の項中「対象住宅が」の右に「中規模半壊又は」を加える。

第9条の2第1項中「、大規模半壊」の右に「、中規模半壊」を加え、同項の表2の款中「が半壊」を「が中規模半壊又は半壊」に改める。

第9条の3中「、大規模半壊」の右に「、中規模半壊」を加え、同条の表3の項中「当該住宅が」の右に「中規模半壊又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第39号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項の表兵庫県立加古川医療センターの項の次に次のように加える。

兵庫県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町3丁目
-------------------	-----------

第2条第2項の表兵庫県立姫路循環器病センターの項を削り、同条第3項の表兵庫県立加古川医療センターの款の次に次のように加える。

兵庫県立はりま 姫路総合医療セ ンター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科 感染症内科 腫瘍内科	736
	外科	外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科口腔外科	

第2条第3項の表兵庫県立姫路循環器病センターの款を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において管理規程で定める日から施行する。